

令和7年1月22日

北九州市域ブロックのタクシー運賃改定「必要」と判定

九州運輸局は、令和6年12月9日をもって北九州市域ブロック（※1）における法人タクシー事業者の保有する車両数の50%を超える事業者から運賃変更要請があったことを受け、運賃改定要否について審査した結果、運賃改定が必要と判定しましたので、下記のとおりお知らせします。

今後、運賃改定に係る作業を経て、新運賃の公表を行います。

記

1. 対象地域（運賃適用地域）（※1）
北九州市、中間市、遠賀郡
2. 運賃変更要請の状況（令和7年1月17日時点）
 - （1）要請の期間 令和6年10月30日～令和7年1月29日（3ヶ月）
 - （2）要請事業者数 32者（対象地域の法人事業者数 55者）
 - （3）要請事業者の車両数 1,524両（対象地域の総車両数 2,107両）
 - （4）要請率 72.33%（車両数ベース）
3. 運賃変更要請の概要（令和7年1月17日時点）

（申請）普通車	初乗距離	1.6km	初乗運賃	810円	～	970円
	加算距離	240m	～	258m		
	加算運賃	80円				
（現行）普通車	初乗距離	1.6km	初乗運賃	770円		
	加算距離	280m	加算運賃	80円		

※要請の詳細につきましては、上記2.（1）の要請の期間満了後、九州運輸局ホームページのお知らせ欄にて公表いたします。

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局 自動車交通部

旅客第二課：佐藤、是久

電話092-472-2527



九州運輸局